第一章の二　［略］

第一条の二・第一条の三　［略］

第二章　［略］

第一条の四　［略］

第二条の五　令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　専ら法第三十七条の二第二号の規定の適用を受けて作成された複製物（以下この条において「聴覚障害者等用複製物」という。）の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。

二～四　［略］

2　［略］

（一時的固定物の保存の状況の報告）

第三条　令第三条第一項第二号の記録保存所を設置する者（以下この章において「記録保存所の設置者」という。）は、毎事業年度の終了後一月以内に、その記録保存所において当該事業年度に保存を始めた令第三条第一項の一時的固定物について、次に掲げる事項を記載した書面をもつて文化庁長官に報告しなければならない。この場合において、記録保存所の設置者は、当該書面に令第五条第三項の目録を添付しなければならない。

一　［略］

二　当該一時的固定物を作成した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者の名称及び放送、有線放送又は放送同時配信等が行われた年月日又は期間（放送、有線放送又は放送同時配信等が行われなかつたときは、その旨）

三　当該一時的固定物がテレビジョン放送又は有線テレビジョン放送（当該テレビジョン放送の放送番組又は当該有線テレビジョン放送の有線放送番組の放送同時配信等を含む。以下この号において同じ。）のために作成されたものであるかラジオ放送又は有線ラジオ放送（当該ラジオ放送の放送番組又は当該有線ラジオ放送の有線放送番組の放送同時配信等を含む。以下この号において同じ。）のために作成されたものであるかの別（テレビジョン放送又は有線テレビジョン放送及びラジオ放送又は有線ラジオ放送のために作成されたものであるときは、その旨）

2　［略］

第九章　［略］

（指定報酬管理事業者等の報酬等関係業務に係る業務規程の記載事項）

第二十条の二　令第四十五条の三第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一　法第九十三条の三第二項の報酬（以下この条において「報酬」という。）又は法第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金を受ける権利を行使する業務又は法第九十四条第一項の補償金を受領する業務に要する手数料に関する事項

二　報酬又は法第九十四条第一項、第九十四条の三第二項若しくは第九十六条の三第二項の補償金（次号において「補償金」という。）の分配方法に関する事項

三　報酬又は補償金を受ける権利を有する者（以下この号において「権利者」という。）の不明その他の理由により、権利者と連絡することができず、報酬又は補償金の分配を行うことができなかつた場合における報酬又は補償金の取扱い

（指定団体の二次使用料関係業務に係る業務規程の記載事項）

第二十一条　令第四十七条第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（指定団体の報酬等関係業務に係る業務規程の記載事項）

第二十二条　［略］

第一章　［同上］

第一条・第一条の二　［同上］

第二章　［同上］

第一条の三　［同上］

第二条の五　令第二条の二第一項第二号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　専ら著作権法（以下「法」という。）第三十七条の二第二号の規定の適用を受けて作成された複製物（以下この条において「聴覚障害者等用複製物」という。）の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。

二～四　［同上］

2　［同上］

（一時的固定物の保存の状況の報告）

第三条　令第三条第一項第二号の記録保存所を設置する者（以下この章において「記録保存所の設置者」という。）は、毎事業年度の終了後一月以内に、その記録保存所において当該事業年度に保存を始めた令第三条第一項の一時的固定物について、次に掲げる事項を記載した書面をもつて文化庁長官に報告しなければならない。この場合において、記録保存所の設置者は、当該書面に令第五条第三項の目録を添付しなければならない。

一　［同上］

二　当該一時的固定物を作成した放送事業者又は有線放送事業者の名称及び放送又は有線放送が行われた年月日（放送又は有線放送が行われなかつたときは、その旨）

三　当該一時的固定物がテレビジョン放送又は有線テレビジョン放送のために作成されたものであるかラジオ放送又は有線ラジオ放送のために作成されたものであるかの別（テレビジョン放送又は有線テレビジョン放送及びラジオ放送又は有線ラジオ放送のために作成されたものであるときは、その旨）

2　［同上］

第九章　［同上］

［条を加える。］

（二次使用料関係業務に係る業務規程の記載事項）

第二十一条　令第四十七条第一項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一～三　［同上］

（報酬等関係業務に係る業務規程の記載事項）

第二十二条　［同上］